

豊川市消防署本署庁舎整備基本計画

(概要版)



令和4年2月

豊川市

1 はじめに

(1)計画の背景・目的

近年、消防を取り巻く社会環境は大きく変化しており、消防に対する市民のニーズはますます増大している。豊川市の消防は、昭和 23 年に発足以来、市民の安全・安心の確保に大きな役割を果たしてきたが、豊川市消防署本署は、建築後 43 年を経過し、雨漏りのほか電気配線や給排水配管の老朽化が進むほか、業務拡大に伴う職員数の増加など消防需要の変化により、事務室や仮眠室、車庫棟のスペースが不足し、狭あい化が進んでいることから再整備が求められている。

このようなことを踏まえ、令和 2 年度には、豊川市における消防体制の中心となる本署の適正位置や適正規模、整備プランの考え方など消防庁舎整備に向けた基本的な方向性を定めた基本構想を策定し、令和3年度には、基本構想に基づき、本署の新庁舎整備に係る諸条件や事業を推進する上で必要となる各種事項を基本計画として取りまとめた。なお、具体的な事項は今後の基本設計において更なる検討を行うものであり、詳細については協議の上、決定していくこととする。

(2)消防署本署の現状

現在の本署は、豊川市のおよそ中心に近い位置に配置されており、敷地(消防署敷地、北側訓練場兼駐車場)には、南側に庁舎(事務所棟、車庫棟)が配置され、その北側に市道を挟んで水防倉庫、訓練塔、訓練場兼駐車場が配置されている。庁舎(事務所棟、車庫棟)には、職員が 24 時間体制で勤務するためのスペースのほか、訓練スペース、市民に講習を行うことのできる研修室などがある。

本計画においては、現在の敷地(消防署敷地、北側訓練場兼駐車場)において、庁舎の建替を行う。

図1 対象敷地

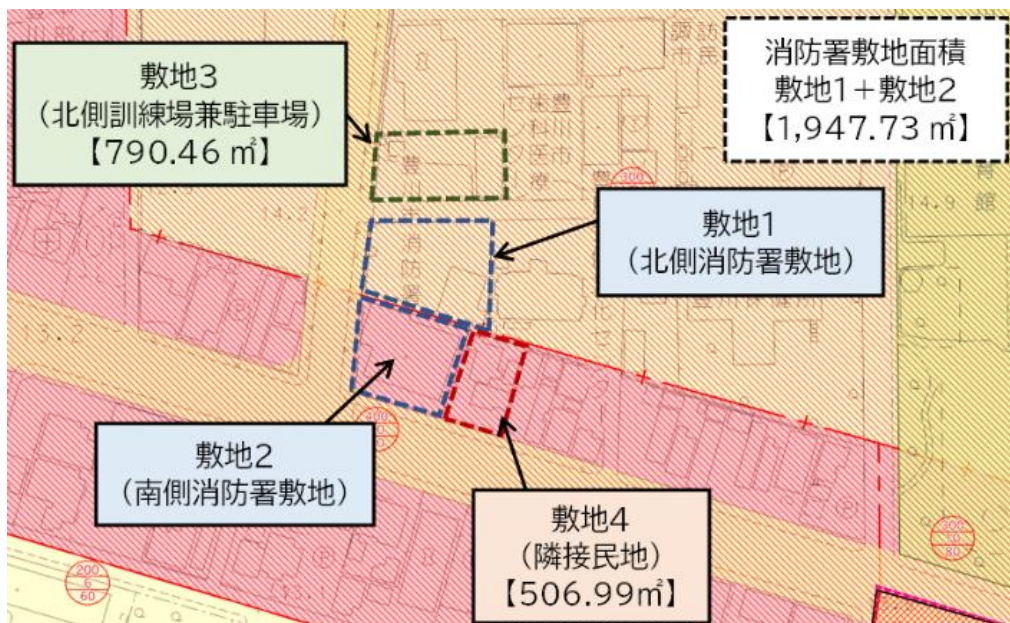


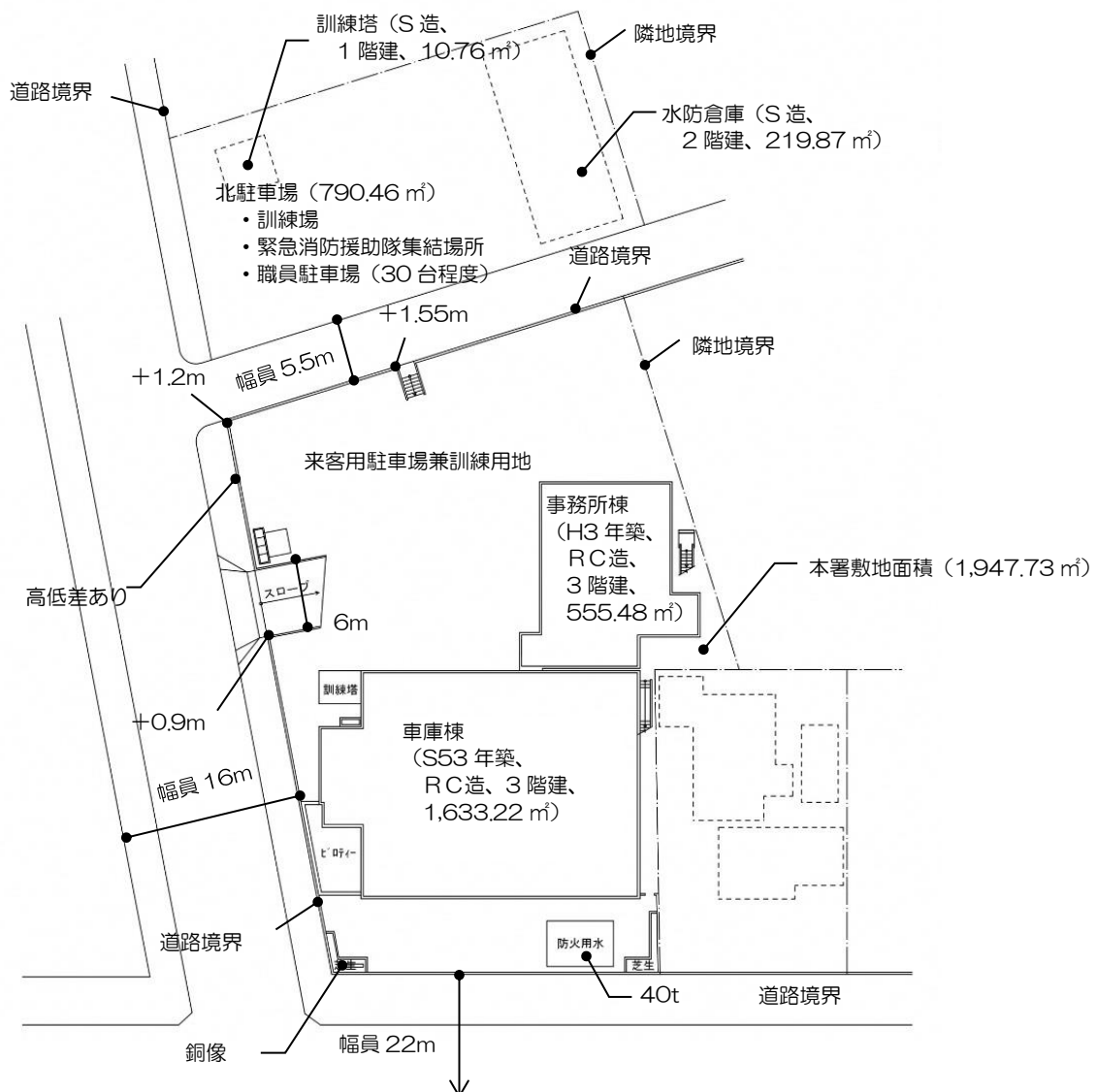
表1 敷地及び既存建物の概要

区分	所在地		構造	竣工年月日
	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	建築延面積(㎡)	
本署	豊川市諏訪 3-219		鉄筋コンクリート造 3階建	S53.3.10
	2,738.19	815.92		2,419.33

表2 対象敷地の法規制の概要

項目	敷地2、4	敷地1、3
用途地域	商業地域	第二種住居地域
建ぺい率	80%	60%
容積率	400%	300%
高さ制限	道路斜線制限:適用距離 20m、勾配 1.5 隣地斜線制限:立上り 31m、勾配 2.5L 北側斜線制限:なし	道路斜線制限:適用距離 25m、勾配 1.25 隣地斜線制限:立上り 31m、勾配 2.5L 北側斜線制限:なし
防火・準防火地域	準防火地域	準防火地域
日影規制	なし	あり 対象建物:高さ 10m 超の建築物 測定位置:平均地盤面から 4m 規制時間:敷地境界線から 10m 以内(5時間) 敷地境界線から 10m 超(3時間)
地区計画	なし	なし

図2 敷地・建物現況図



2 新庁舎整備に係る基本構想

(1) 整備基本方針

① 市民の安全・安心な暮らしを支える拠点となる庁舎

市民の安全・安心な暮らしを守るためには、火災や救急はもとより地震などの大規模な災害に対しても、新庁舎は、迅速かつ確実な消防活動を行うための拠点施設として、十分な機能と役割を、いついかなる環境においても果たし得るだけの耐震性、安全性、耐久性、さらには自立性といった信頼が確保されるような庁舎とする。

② 市民に開かれた庁舎

市民の防火意識の向上を目指して、庁舎利用、署内見学など消防の活動を広く市民に理解してもらえるような庁舎、防火管理、消防訓練、応急救護などの様々な講習会を能率的に開催できるなど、市民に親しまれる庁舎とする。

③ 防災拠点としての機能を果たした庁舎

大規模災害時には、災害対策本部が置かれる豊川市防災センターをはじめとした防災関連施設との連携を図るとともに、活動部隊の指揮統制機能を有する庁舎とする。

④ 人と環境に配慮した庁舎

エレベーターや障がい者用トイレの設置など庁舎を訪れる市民の利便性、勤務する職員の執務・生活環境の改善、女性職員の職域拡大に伴う施設の充実などを図るとともに、自然エネルギーの採用や庁舎周辺の緑化、バリアフリー対策など、人と環境にやさしく、かつ、整備や維持管理の容易な庁舎とする。

⑤ 消防力維持・向上のための庁舎

近年の都市化の進展に伴い複雑多様化する災害への対応、高度化する救急救助技術の習得に対応するため、精強な消防隊員の育成を目指して、様々な災害現場を再現できる実践的・即応可能な消防活動訓練が行える機能や、消防団及び市民の地域防災力の向上を図るための機能を備えた庁舎とする。

(2) 整備に向けての課題・検討・実施事項

以下の事項について整理・検討する必要がある。

表3 整備に向けての課題・検討・実施事項

事項	整理・検討する内容
① 消防体制を維持しながらの整備について	ア 通信指令機器の移設に必要な条件 イ 非常用電源を確保した上での整備 ウ 工事中の代替訓練スペースの確保 エ 工事中の職員の駐車場の確保について
② 工事の実施について	ア 仮設庁舎の配置及びプラン イ 工事に必要な作業スペースの確保 ウ 隣接地の確保の可否及び取得に係るスケジュール
③ 設備・機器について	ア 自家給油施設等の設備・機器の導入の可否及び配置
④ 主な検討事項・実施事項	ア 消防本部及び消防署の一体化についての検討 イ スムーズな災害出動態勢を構築するための本署東側隣接地の早期取得 ウ 将来を見据えた必要諸室の決定及び必要床面積等の具体化 エ 限られた敷地の中での優先すべき付属施設の選択及び配置場所の決定 オ 消防業務を中断しない建設工事工程を計画する中での仮設庁舎、仮設車庫等の建設も含めた検討

3 新庁舎整備に係る基本計画

(1)新消防庁舎に係る消防体制

消防署機能のみを有する施設としての計画、検討とする。

(2)新消防庁舎の配置計画

本計画では、隣接地約 500 m²を取得し敷地を拡大した上で、現在の位置での建替を行うものとする。

<配置計画>

- ①原則として、出動動線を姫街道に確保し、他の動線と重複しないようにする。
- ②取得する隣接地を有効に活用し、より迅速な災害出動態勢を構築できるような車両配置に留意する。
- ③北側の敷地は、現状の訓練スペース又は職員駐車場としての使用を基本としつつ、有効な活用を図る。

図3 敷地ゾーニング



(3)新消防庁舎の施設計画(必要な機能・規模)

新庁舎における各諸室の構成と規模は、現状の諸室の構成・規模を踏まえて以下のように設定する。なお、限られた敷地での建替となるため、消防庁舎の整備を優先的に計画することとし、広いスペースが必要とされる訓練塔及び自家給油施設については、今後、用地拡充があれば考慮を要する。

図4 フロアゾーニングイメージ

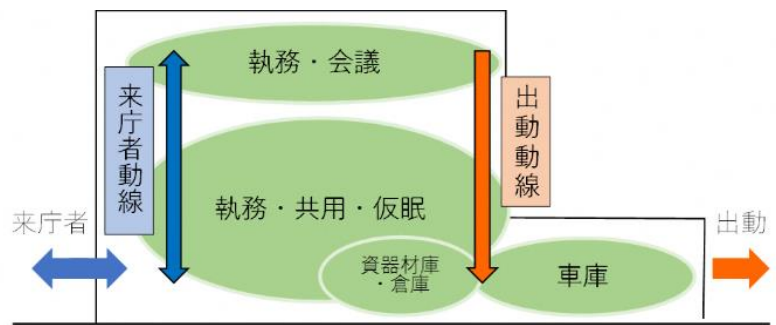


表4 新消防庁舎の施設計画

①諸室	特性及び関係性を考慮した合理性の高い配置とするとともに、一般来庁者動線と出動動線が重複しないように配慮する。
②出動動線	できる限り短くシンプルになるようにし、出動を迅速に行うため、1階から近い位置に仮眠室及び警防事務室・通信室を配置するよう配慮する。
③フロアの構成	各部門及び諸室の特性を把握し、機能性を重視した平面計画とし、関連する機能は可能な限り一つのフロア内に収める。
④構造形式	免震構造の採用を優先するが、有効な耐震性能が得られる場合には適切な構造を採用する。
⑤耐震性能	構造体は「Ⅰ類」、建築非構造部材は「A類」、設備は「甲類」を確保することを基本とする。ただし、主要な諸室を含まない別棟を計画する場合は、構造体は「Ⅱ類」、建築非構造部材は「B類」とする。

表5 各諸室の構成と適正規模

区分	諸室等	面積(目安)
事務	署長室、警防事務室、作戦室、通信室、印刷室、市民相談室	約 400 m ²
	研修・会議室(大規模、中規模)、書庫・倉庫	約 500 m ²
	トイレ(男・女・多目的)、更衣室、給湯室、食堂・厨房、休憩室	約 200 m ²
出動	優先緊急車両車庫(8台)、その他車両車庫(6台)	約 600 m ²
	出動準備室、消毒室・救急資器材庫、消防資器材庫、救助資器材庫、緊援隊倉庫、洗濯乾燥室、ホース・ボンベ・タイヤ庫、予備燃料庫	約 200 m ²
仮眠	仮眠室(男・女)、リネン室・倉庫	約 400 m ²
	浴室・脱衣室・洗面所、トイレ(男・女)、洗濯乾燥室	約 100 m ²
訓練	屋内訓練・トレーニングスペース	約 100 m ²
その他 ・共用部	消防団倉庫、音楽隊器具庫、予防課倉庫、その他倉庫	約 150 m ²
	非常用発電機室、機械室、電気室、ポンプ室・受水槽	約 100 m ²
	玄関、通路・廊下、階段室・エレベーターホール、エレベーター室	約 600 m ²
	来庁者・職員駐車場、駐輪場、車両転回スペース	—
付属設備	ホース乾燥塔、耐震性防火水槽、ごみ集積場、太陽光発電設備、国旗等掲揚塔、出動表示板、電光掲示板、懸垂幕装置 等	—
合計(延床面積) 約 3,350 m ²		

(4)業務継続計画(例示)

現庁舎の敷地(隣接用地を含む)において、消防業務を継続しながら建替を行う事業プロセスの一例を以下に示す。

図5 業務継続計画(例示)

<フェーズ1>



※既存車庫棟のみで運用

- ①既存事務所棟の機能を既存車庫棟に移転
- ②一般車両駐車を北側敷地に確保
- ③既存事務所棟の撤去

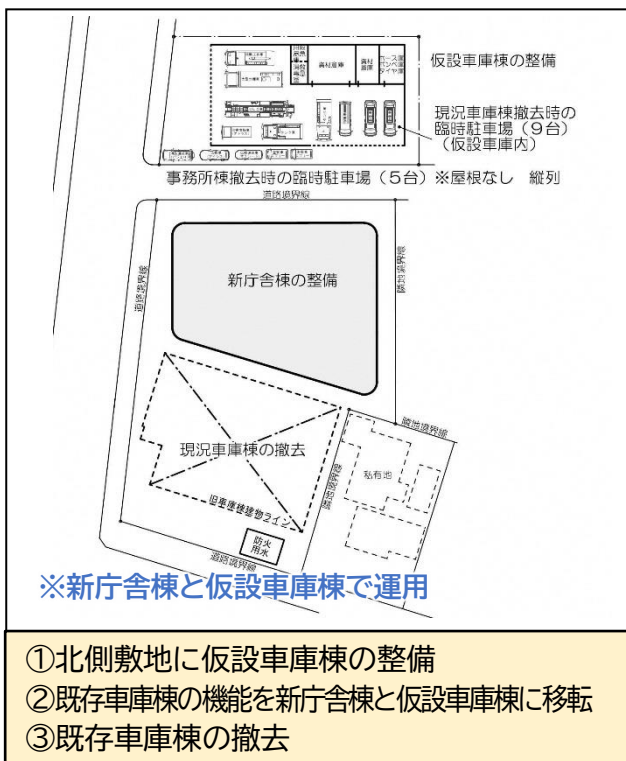
<フェーズ2>



※既存車庫棟のみで運用

- ①新庁舎棟の整備
- ②北側敷地の水防倉庫・訓練塔の撤去
- ③職員用駐車スペースの別途確保

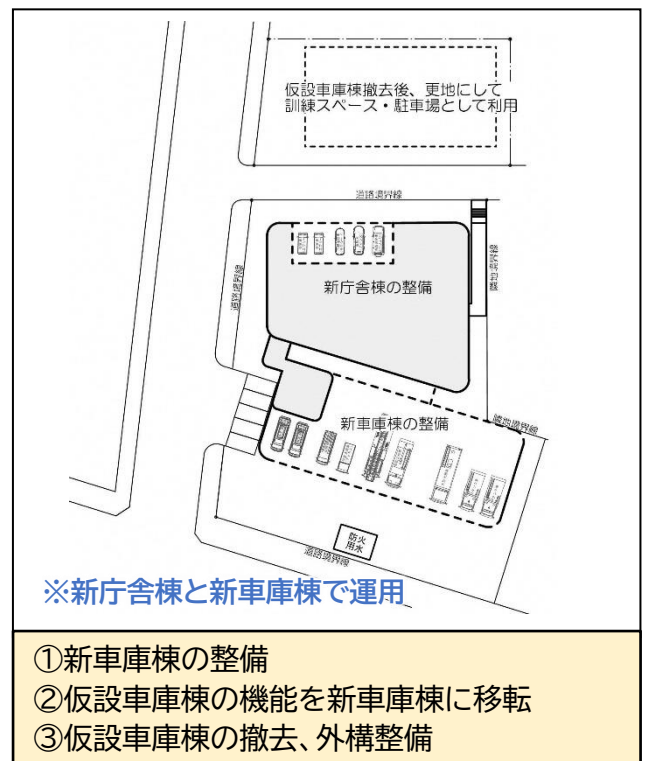
<フェーズ3>



※新庁舎棟と仮設車庫棟で運用

- ①北側敷地に仮設車庫棟の整備
- ②既存車庫棟の機能を新庁舎棟と仮設車庫棟に移転
- ③既存車庫棟の撤去

<フェーズ4>



※新庁舎棟と新車庫棟で運用

- ①新車庫棟の整備
- ②仮設車庫棟の機能を新車庫棟に移転
- ③仮設車庫棟の撤去、外構整備

※北側敷地での仮設車庫棟の整備にあたっては、第2種住居地域における300㎡を超える自動車車庫の建築に対する制限に留意し、建築部局等との確認・調整のうえでプランを検討する必要がある。

(5)事業スケジュール

令和4年度に「基本設計」、令和5年度に「実施設計」、令和6年度に「工事着手」とし、早期な竣工と運用開始を目指す。建設に係り工期短縮・コストの縮減を図り事業費を可能な限り抑えるよう考慮する。

表6 事業スケジュール

項目	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
基本設計	→						
実施設計		→				早期の竣工と運用開始を目指す	
工事			→			→	

(6)概算事業費

本計画の総事業費は約 28.6 億円とする。

うち建設工事費(建築工事、既存建物解体工事、外構工事、仮設工事)は約 25.1 億円とする。

(7)基本設計・実施設計を行う上での留意点

本計画の内容を踏まえ、今後は基本設計、実施設計を行い、現庁舎において消防業務を継続しながら、建替工事を進めていくこととなる。設計及び工事を行っていく上での留意点を以下に整理する。

表7 基本設計・実施設計を行う上での留意点

事項	留意点
①基本方針を具現化する 消防施設	Point 1 市民の安全・安心な暮らしを支える拠点となる庁舎 Point 2 市民に開かれた庁舎 Point 3 防災拠点としての機能を果たした庁舎 Point 4 人と環境に配慮した庁舎
②現状敷地の有効活用	Point 1 庁舎敷地…合理的にコストを抑えて建替を行うプランニング、付属施設等の設置方法 Point 2 北側敷地…フレキシブルに利用 (工事期間中の仮設利用、訓練スペース、駐車スペース等) Point 3 隣接用地…庁舎敷地と一体的な有効活用 Point 4 敷地内外における主動線(緊急車両動線、来庁者動線、職員動線)の分離・最適化
③周辺環境との調和	Point 1 姫街道を主動線とする庁舎構成と円滑な車両動線の確保 Point 2 日影規制への対応と敷地東側に隣接するマンション・住宅への配慮 Point 3 敷地周辺道路の視認性や通行歩行者への配慮
④適切な建替手法・事業プロセス	Point 1 継続的な消防業務の運用に支障が生じない建替計画 (消防機能の発揮、通信機器の移設等) Point 2 建替手法・事業プロセスの比較 (新庁舎の配置・施設計画、事業コスト、工期、業務継続等)

豊川市消防署本署庁舎整備基本計画【概要版】令和4(2022)年2月

<問い合わせ先> 豊川市消防本部総務課 豊川市諏訪1丁目1番地(豊川市役所内)

電話:0533-89-9516 E-mail shobosomu@city.toyokawa.lg.jp